

令和2年12月1日

各保育所（園）長 様
各認定こども園長 様

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

マスクの着用について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

未就学児のマスクについては、6月18日付幼保運営課長の通知でお知らせしています。これからの時期、熱中症のリスクは低くなりますが、厚生労働省通知「保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第七報）」（別添）の間17にもあるように、「子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。」とあります。

新型コロナウイルス感染予防対策として保護者の意向で2歳以上のお子さんにマスクの着用をさせてきた場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないか等、十分に注意していただき、持続的なマスク着用が難しい場合は、無理して着用させず、保育状況に応じてマスクを外すなどご対応をお願いいたします。

なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。

職員のマスク着用については、5月27日付幼保運営課長通知「登園自粛期間終了後の保育に関する配慮事項について」で通知しているとおり、原則としてマスクを着用して保育にあたるようお願いしております。

フェイスシールド、マウスシールドについては、飛沫がシールドと顔面の間の開いた隙間から吐き出されたり、吸い込まれたりする可能性があり、飛沫を防ぐ効果について十分に研究されていませんので、感染者がいた場合、濃厚接触者になる可能性が高まります。

また、フェイスシールドはしていたが、マスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例もあったとの事です。

使用する場合は、身体的距離（できるだけ2m（最低1m））を十分に保つ必要があり、咳やくしゃみの際は、口を覆う咳エチケットの徹底も必要です。

子どもと接する保育現場において、子どもとの身体的距離を保つことは難しく、シールドのプラスチック断面が当たることによる外傷や視界を妨げることによる事故等も考えられますので、フェイスシールドやマウスシールドの使用についてはお勧めしていません。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当 指導班(245-5727)